

令和7年度第2回揖斐警察署警察協議会の開催

- 1 開催日時
令和7年9月24日（水曜日）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
岐阜県揖斐警察署
- 3 出席者
 - (1) 揖斐警察署協議会
委員6名
 - (2) 揖斐警察署
署長以下8名
- 4 次第
 - (1) 開会
 - (2) 揖斐警察署長挨拶
 - (3) 警察による災害警備活動
 - ア 大規模災害の体験談～地域警備課長
 - イ 警察の装備資機材紹介
 - (4) 議事
 - ア 第1号議案
シニアカー利用者に対する交通事故防止対策
 - イ 第2号議案
警察に対する御意見御要望

【高橋委員】

生活道路の30km規制について。

令和8年9月1日より改正道路交通法施行令が施行され、生活道路の法定速度が30km/hに引き下げられますが、あまり周知されていないような気がします。今後、どのように周知されているのかお聞かせ願いたい。また、生活道路の定義を詳しく説明していただきたい。

リーフレットや県警のHPには中央線などがない道路となっているが、どれだけ幅員があったとしても中央線がない場合は生活道路とみなされるのか、池田町には国道や県道を除き、一部の片側一車線道路以外は全て中央線のない道路ですが、最高速度の道路標識がなければ町内のほぼ全ての道路は最高速度30km/hとなるとの認識でよいかご教示願いたい。

【回答～交通課長】

令和8年9月1日改正道路交通法施行令が施行され、生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。

「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線のない道路をいい、対象となる道路は、この定義に該当する道路をいいます。

道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となり、例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく、40km/hとなります。

法改正の施行まで、1年を切っておりますので、今後、警察署ホームページによる広報、当署において作成する広報誌の活用、交通安全講話や、各種会合の場などあらゆる機会を通じての情報発信により、この制度を周知していくよう努めてまいります。

5 総括（揖斐警察署長）

6 閉会

会議の様子



警察の装備資機材紹介

